

平成 27 年 9 月 11 日

実務修習料金に係る消費税の転嫁について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

平成 26 年 4 月 1 日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、消費税率が 8%に引き上げられました。

実務修習業務規程第 10 条第 1 項の規定に基づく実務修習料金については、「不動産の鑑定評価に関する法律施行規則」第 10 条第 5 項の規定に基づき、実費を勘案した料金とし、消費税を転嫁した内税にて表示しています。

今般、上記実務修習料金について、消費税として 8%を適正に転嫁した内税表示に改めるため、国土交通大臣の認可を得て、実務修習業務規程の一部改正を行いました。

なお、改正後の実務修習料金につきましては、本年 12 月 1 日より実施される実務修習から適用されます。

消費税の適正な転嫁につきまして、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【実務修習料金一覧表】表示の料金は、いずれも消費税を含む。

種 類	旧 料 金	新 料 金
講 義	110,000 円	113,100 円
基本演習	108,000 円	111,100 円
実地演習		
物件調査実地演習	2,000 円	2,100 円
一般実地演習	1 演習当たり 3,600 円	1 演習当たり 3,700 円
修了考査	30,000 円	30,800 円

※ 上記の他、実務修習実施機関（大学または不動産鑑定事務所）が、演習場所、什器、その他実地演習に必要な施設及び職員を提供するときの受講料は、物件調査実地演習が 21,600 円（旧 21,000 円）、一般実地演習が 1 演習当たり 42,100 円（旧 41,000 円）となる。